○上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例

(昭和50年12月22日条例第26号)

改正 昭和 57 年 12 月 23 日条例第 21 号 昭和 59 年 12 月 26 日条例第 23 号 平成 6 年 6 月 30 日条例第 20 号 平成 7 年 3 月 27 日条例第 8 号 平成 11 年 6 月 28 日条例第 15 号 平成 18 年 3 月 20 日条例第 12 号 平成 19 年 3 月 23 日条例第 11 号 平成 19 年 6 月 20 日条例第 22 号 平成 20 年 3 月 25 日条例第 14 号

(目的)

第1条 この条例は、重度の身体障害若しくは知的障害を有する者について、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。) は、上峰町に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者(18 歳未満の児童を 含む。)で、規則で定める社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養 者とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けてい る者を除く。
 - (1) 重度身体障害者

障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

(2) 重度知的障害者

知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の35以下の者

(3) 重複障害者

障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者程度等級表の3級に該当し、かつ、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の50以下の者

(助成額)

第3条 医療費の助成の額は、対象者の医療費について規則で定める社会保険各 法の規定による保険給付又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律 第80号)による医療の給付を受ける者が負担すべき額から1人につき月額500 円を控除した額とする。ただし、当該医療費について法令の規定により国又は地 方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による付加給付等 がある場合若しくは損害賠償を受けた場合は、その額を控除した額とする。 2 この条例において「保険の給付」とは、規則で定める社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家庭訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは、除くものとする。

(助成の制限)

- 第4条 医療費の助成は、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第20条に規定する額を超えるとき、又は対象者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年所得若しくは対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者の生計を維持する者の前年の所得が法第21条に規定する額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までに係る医療については行わない。
- 2 前項に規定する所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 5 0 年政令第 207 号)第 4 条に定める所得とする。

(受給資格の登録)

第 5 条 医療費の支給を受けようとする対象者(以下「受給資格者」という。)は、 規則で定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

(助成の申請)

- 第6条 受給資格者が助成費の支給を受けようとするときは、原則として医療を 受けた日の属する月の翌月末日までに町長に申請するものとする。ただし、受給 資格者の死亡等により受給資格者が申請することができないときは、当該世帯の 世帯主又は町長が適当と認める者が申請するものとする。
- 2 前項の申請は、一部負担金を負担した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付の時期等)

第7条 町長は、前条の規定に基づき申請のあった日から2箇月以内に助成費を申請者に交付するものとする。ただし、受給資格者の死亡等により受給資格者に交付することができないときは、当該世帯の世帯主又は町長が適当と認める者に交付するものとする。

(届出義務)

第8条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やか に町長に届け出なければならない。

(助成費の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、そ の者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。 (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則(昭和57年12月23日条例第21号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の 例による。

附 則(昭和59年12月26日条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、昭和59年10月1日から適用し、昭和59年9月30日以前に行 われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成6年6月30日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成6年4月1日から適用し、平成6年3月31日以前に 行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月27日条例第8号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成7年4月1日から適用し、平成7年3月31日以前に 行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成11年6月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月22日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成13年1月1日から適用し、平成12年12月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 20 日条例第 12 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、平成 18 年 7 月 1 日から適用し、平成 18 年 6 月 30 日以前 に行われた医療に係る医療費の助成については、なお、従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 11 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成 18 年 10 月 1 日以降から適用し、平成 18 年 9 月 30 日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年6月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第14号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成20年4月1日以降から適用し、平成20年3月31日 以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

(昭和50年12月22日規則第9号)

改正 昭和 57 年 12 月 23 日規則第 12 号 昭和 59 年 12 月 26 日規則第 5 号 平成 6 年 6 月 30 日規則第 16 号 平成 7 年 3 月 27 日規則第 8 号 平成 11 年 6 月 28 日規則第 10 号 平成 17 年 3 月 25 日規則第 7 号 平成 18 年 3 月 22 日規則第 16 号 平成 23 年 4 月 13 日規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、上峰町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和50年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

- 第2条 条例第2条及び第3条に規定する社会保険各法とは、次に掲げる法律を いう。
 - (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(受給資格の申請)

- 第3条 条例第5条の規定により助成を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の登録(更新)申請の際には障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第2条の各号に規定する書類(第2号、第4号のハ、第5号のハに規定する書類を除く。)を提出する(障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の受給者については、町長の確認によって替えることができる。)とともに、重度の身体障害者については身体障害者手帳を、重度の知的障害者については療育手帳を、また、重複障害者については身体障害者手帳及び療育手帳を町長に提示しなければならない。ただし、同条各号に規定する書類のうち第3号に規定する書類については、様式第2号のとおりとする。

(受給資格証の交付)

第4条 町長は、前条の規定による登録(更新)申請があった場合は、内容を審査 の上、条例第2条に規定する助成対象者であると認めるときは、当該申請者を受 給資格者として登録するとともに、重度心身障害者医療受給資格証(様式第3号。 以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。 2 前項の受給資格証は、毎年8月1日に更新するものとし、更新の手続は、毎年 7月1日から7月31日までに行うものとする。

(登録申請の却下通知)

- 第5条 町長は、受給資格がないと認めたときは、重度心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請却下通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。
- 2 受給資格証の有効期間が満了したとき、又は受給資格証に記載された受給資格 者が受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに町長に返還しなければなら ない。

(再交付申請)

第6条 受給者は、受給資格証を紛失し、又は破損したときは、重度心身障害者 医療費受給資格証再交付申請書(様式第5号)を町長に提出して再交付を受ける ものとする。

(助成の申請書)

- 第7条 条例第6条の申請は、様式第6号及び高額療養費の適用を受ける者については様式第7号によるものとする。
- 2 様式第 6 号中の医療機関等の受領証明(以下「受領証明」という。)が困難である合理的な理由が存在する場合に限り、患者氏名・保険適用点数・本人負担額等の本医療の助成に必要な情報が明確に記載してある領収書を受領証明に代用することができる。

(助成の決定通知)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者の指定する口座に振り込むことにより申請者に通知したものとみなす。

(届出事項)

- 第 9 条 条例第 8 条の規則で定める事項は、次のとおりとし、受給資格変更届は、 様式第 8 号のとおりとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 条例第2条に規定する助成対象者としての要件
 - (4) 医療保険の世帯主(被保険者、組合員)、記号番号、名称、所在地及び付加 給付

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則(昭和57年12月23日規則第12号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 26 日規則第 5 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、昭和59年10月1日から適用し、昭和59年9月30日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成6年6月30日規則第16号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定は、平成6年4月1日から適用し、平成6年3月31日以前に 行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月27日規則第8号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定は、平成7年4月1日から適用し、平成7年3月31日以前に 行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成11年6月28日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日規則第 16 号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成23年4月13日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

様式第1号

重度心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請書[別紙参照]

様式第2号

所得状况届

[別紙参照]

様式第3号

重度心身障害者医療費受給資格証[別紙参照]

様式第4号

重度心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請却下通知書 [別紙参照]

様式第5号

重度心身障害者医療費受給資格証再交付申請書 「別紙参照〕

様式第6号

重度心身障害者医療費助成申請書 [別紙参照]

様式第7号

高額療養費受給状況申出書[別紙参照]

様式第8号

重度心身障害者医療費受給資格変更届 [別紙参照]